

平成 27 年 11 月 13 日

平成 27 年度 美ら家債(ちゅらやーさい)の新規積立組合の募集について

沖縄振興開発金融公庫（理事長：譜久山當則）は、分譲マンションの管理組合を対象とした債券を発行するにあたり、美ら家債の募集を行います。

本制度は、分譲マンションの管理組合が、沖縄公庫が発行する債券を定期的（年 1 回・最高 10 年間）に購入することで、修繕積立金の計画的な積立て・適切な管理をサポートするものです（制度の詳細は、参考「美ら家債の概要」をご覧ください。）。

*美ら家債とは、沖縄振興開発金融公庫 住宅宅地債券（マンション修繕コース）の愛称です。

●募集期間

平成 27 年 11 月 30 日（月）から平成 28 年 1 月 8 日（金）まで。

平成 28 年 1 月 8 日（金）までの郵便局の消印があるもので、平成 28 年 1 月 13 日（水）までに沖縄公庫本店住宅融資班に到着した積立申込書を有効とします。なお、初回の債券の発行は平成 28 年 3 月となります。

●応募方法（積立申込書の送付先）

ご案内に添付されている積立申込書と必要書類を沖縄公庫本店住宅融資班あて郵送していただくか、沖縄公庫本店 2 階窓口（住宅融資班）に直接ご持参いただく方法によります。

●募集口数

402 口（1 口 50 万円）※複数口とすることが可能

●債券の利率（10 年利付債）

満期時年平均利率 0.317%（税引前）

●積立組合の選定方法

募集口数を超える応募があった場合は、管理組合単位での抽せんにより積立組合を選定します。抽せんは、平成 28 年 1 月 19 日（火）に沖縄公庫本店で行います。

●ご案内（積立申込書付き）の配布開始日及び入手方法

平成 27 年 11 月 24 日（火）から、沖縄公庫本店住宅融資班で配布します。また、ご連絡いただければ郵送します。

本件に関するお問合せ先

沖縄振興開発金融公庫

融資第三部 住宅融資班 担当：阿嘉(Tel098-941-1850)

沖縄振興開発金融公庫 ホームページアドレス

<http://www.okinawakouko.go.jp/>

(参考) 美ら家債の概要

マンションの資産価値を保ち、安全で快適な居住環境を保つためには、共用部分の維持管理を適切に行い、必要に応じて修繕工事を行うことが大切です。

修繕工事にあたっては、工事費用の資金が十分にあるかということがポイントとなりますが、外壁補修や屋根補修などの大規模修繕工事では大きな支出が伴いますので、マンション管理組合でしっかりとした長期修繕計画を立て、計画的かつ「安全・確実」に修繕資金を積み立てておく必要があります。

本制度は、沖縄公庫が発行する債券を定期的に購入していただくことにより、マンション管理組合の修繕積立金の計画的な積立て・適切な管理をサポートします。

1 募集対象組合

以下の4つの要件を満たすマンション管理組合が対象となります。

なお、要件(4)を除き、応募時点で満たしていない要件がある場合でも、次回に開催する集会(総会等)などにより満たす予定であれば対象となります。

(1) 沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という)の融資を受け、共用部分の修繕工事を行うことを予定している管理組合

※結果的に、公庫融資を受けずに共用部分の修繕工事を行うことになっても、特に違約金等は発生しません。

(2) 管理規約が定められていること

(3) 長期修繕計画の計画期間が20年以上であること

※「20年以上」という期間は、長期修繕計画を作成した時点からの期間で、応募を行う時点からの期間ではありません。現在が計画期間内であることを確認してください。

(4) 反社会的勢力と関係がないこと(反社会的勢力と関係がある管理組合はこの制度が利用できません)

2 積立組合の選定

公庫において要件審査を行い、積立組合(※)を選定します。募集口数を上回る応募がある場合は管理組合単位での抽せんにより選定を行います。選定の結果は、抽せんの有無に関わらず、応募をされたすべての管理組合に対し公庫から通知を行います。

※「積立組合」とは、一定の要件を満たすマンション管理組合(法人登記の有無は問いません。)を指します。

3 積立て

積立ては公庫が発行する債券(利付10年債)を毎年1回ずつ、原則として年間修繕積立金額の範囲内で購入していただくことにより行います(最高10回=10年間)。1回の積立額は、1口50万円で複数口の積立てが可能です。

また、積み立てられた債券は、すべて公庫が無料で保護預りを行います。

4 債券の利率

債券の満期時年平均利率は0.317%（税引前）です。

なお、第2回目以降に積み立てる債券の利率は、今後の金融情勢の変動等により変更されます。

5 買入れ（中途換金）

継続して10回の積立が前提となっていますが、共用部分の修繕工事費に充てる等の場合、第一回の積立ての債券発行から、原則1年以上経過すれば公庫に対し債券の買入請求（中途換金の申し出）ができます。

なお、買入請求時のトラブル防止のため、理事長以外の会計担当役員等に対して、公庫がお電話にて買入請求の意思確認をいたします。

6 積立組合への特典

マンション共用部分リフォーム融資の保証料が2割程度割引かれます。

7 「美ら家債」に関するお問い合わせ先

公庫本店住宅融資班で受け付けております。

以 上